

令和6年（2024年）  
第1回定例会

# 議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第15号議案 町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、2本の条例を一括し、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を、次のとおり改めます。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例名称を「町田市非常勤職員の報酬等に関する条例」とします。</li><li>・ 会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とし、当該手当の支給額等について定めます。</li></ul></li><li>○ 町田市職員の育児休業等に関する条例を、次のとおり改めます。 育児休業中の会計年度任用職員が、勤勉手当の支給の基準日以前6月以内に勤務した期間がある場合は、当該手当を支給することとします。</li><li>○ 2024年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）</li></ul>			
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199

## 議案概要

議案名	第16号議案 町田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 地方自治法施行令の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法施行令の条番号が変更となることに伴い、同政令から引用する条番号を改めます。 地方自治法施行令：「第173条第1項第1号」→「第173条の4第1項第1号」</li><li>○ 2024年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）</li></ul>			
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199

## 議案概要

議案名	第17号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 法律の改正により、次の点が変更となりました。<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーを利用して他の行政機関等と情報連携できる事務及び情報を個々に規定していた「別表第2」が廃止され、今後は省令でこれらの内容を定めること。</li><li>・「別表第2」の廃止に伴い、情報連携できる事務を「特定個人番号利用事務」、情報連携により提供できる情報を「利用特定個人情報」と定義すること。</li></ul></li><li>○ 上記の改正を受け、条例において法別表第2を引用している部分について、「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」の定義を用いて規定します。</li><li>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日<sup>*</sup>から施行します。  ※ 2023年6月9日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</li></ul>			
問合せ先	総務部 市政情報課長 神谷	電話	724-8407

議案概要

議案名	第18号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b></p>			
<p>戸籍法の改正等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p>			
<p><b>【議案の内容】</b></p>			
<p>① 戸籍法の改正に伴い、本籍地以外でも戸籍に係る証明書の発行が可能になるなど、新たに市で発行する証明書等の手数料を定めます。</p>			
<p>手数料の額は「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める額と同額です。</p>			
<p>○ 市外の戸籍及び除籍に係る証明書の交付手数料</p>			
戸籍全部事項証明書等	1 通につき 450 円		
除籍全部事項証明書等	1 通につき 750 円		
<p>○ パスポートの申請などの行政手続に戸籍電子証明書等を利用するための識別符号（パスワード）の発行手数料*</p>			
<p>※マイナポータルから申請して取得する場合や、窓口で紙の戸籍（除籍）証明書と同時に取得する場合は無料となります。</p>			
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき 400 円		
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき 700 円		
<p>○ 出生や婚姻などの届書等の閲覧の請求又は内容の証明に係る手数料</p>			
届書等情報の内容を画像で表示したものの閲覧	1 件につき 350 円		
届書等情報内容証明書	1 通につき 350 円		
<p>② 窓口で閲覧に供している地籍図を、オープンデータとして無料で公開するため、閲覧手数料に関する規定を削ります。</p>			
<p>③ 法令等の名称の改正に伴い、これらを引用している規定を改めます。</p>			
<p>○ ①の改正は2024年3月1日から、②③の改正は同年4月1日から施行します。</p>			
<p><b>【関係法令】</b></p>			
<p>○ 戸籍法（昭和22年法律第224号）</p>			
<p>○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）</p>			
<p>○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）</p>			
<p>○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）</p>			
<p>○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>市民部 市民課長 是安                  財務部 資産税課長 伊奈                  都市づくり部 建築開発審査課長 位田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4225                  724-2116                  724-4413</p>

議案概要

議案名	第19号議案 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 障がいを理由とする差別の解消に関し必要な事項を定め、全ての人が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 以下のとおり、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念、市、事業者及び市民等の責務、障がい者等の役割、障がいを理由とする差別に関する相談体制及び紛争解決のための仕組み等について定めます。</p>			
構成	内容		
前文	町田市の障がい者施策の考え方やこれまでの取組を述べるとともに、これらを踏まえて、地域に生きるすべての人が障がい者への差別をなくし、誰もがともに生きる社会をつくるためになすべきことを明記し、条例制定の決意を表明します。		
第1条・第2条 目的・定義	条例を制定する目的や、条例に用いる「障がい者」「社会的障壁」「障害の社会モデル」等の定義を定めます。		
第3条～第7条 基本理念及び責務等	障がいを理由とする差別の解消のための取組における基本理念を定めます。 障がいを理由とする差別の解消のために、「市」「事業者」「市民等」のそれぞれが負う責務と、「障がい者等」が担うべき役割を定めます。		
第8条・第9条 不当な差別的取扱いの禁止・合理的な配慮	障がい者に対する不当な差別的取扱いを禁止します。 合理的な配慮について、市及び事業者には義務として、市民等には努力義務として定めます。		
第10条～第14条 差別相談、紛争解決の仕組み	障がいを理由とする差別に関する相談体制及びその解決のための仕組み（市長による助言又はあっせん及びこれに従わない場合の勧告・公表）を定めます。		
第15条 町田市障がい者差別解消調整委員会	障がいを理由とする差別の解決のための市長による助言又はあっせんに関する附属機関である、町田市障がい者差別解消調整委員会の設置及びその委員構成等を定めます。		
○ 2024年10月1日から施行します。			
問合せ先	地域福祉部	障がい福祉課長	金子
		電話	724-2147

議案概要

議案名	第20号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
-----	------------------------------

【議案提出の目的】

国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第6期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、国民健康保険税の税率及び税額を次のとおり改定します。

<改定前>

医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.25%	36,500円	2.09%	12,100円	1.94%	14,600円



<改定後>

医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.61%	38,900円	2.22%	12,900円	2.00%	15,000円
+0.36pt	+2,400円	+0.13pt	+800円	+0.06pt	+400円

[モデルケースにおける年税額]

・3人世帯の場合

(夫43歳→前年中の所得\*260万円、妻41歳→所得なし、子ども→所得なし)

<改定前>442,280円 → <改定後>466,980円 (増額24,700円)

※ 所得は収入から必要経費を控除した額です。

○ 2024年4月1日から施行します。

【関係法令】

○ 地方税法第703条の4(国民健康保険税)

問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 武藤	電話	724-4027
------	-------------------	----	----------

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第21号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例</b>
------------	-----------------------------------

**【議案提出の目的】**

第9期町田市介護保険事業計画に基づき、2024年度から2026年度までの第1号被保険者の介護保険料を改定するため、所要の改正をするものです。

**【議案の内容】**

○ 町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会からの答申を受けて、介護保険料の月額基準額を6,040円とし、あわせて所得段階の区分を15段階から19段階とし、所得段階ごとの介護保険料を設定します。

課税状況	要件	所得区分	保険料率	第8期事業計画		要件	所得区分	保険料率	第9期事業計画	
				年額	月額				年額	月額
生活保護受給者等	生活保護受給者等※1	第1段階	0.30 (0.50)※2	20,700円	(34,500円)※2	生活保護受給者等※1 高齢福祉年金受給者	第1段階	0.285 (0.455)※2	20,600円	(32,900円)※2
非課税	高齢福祉年金受給者			80万円以下	1,725円 (2,875円)※2				25,800円 (43,100円)※2	80万円以下
		80万円超 120万円以下	2,156円 (3,594円)※2	48,300円 (51,700円)※2	80万円超 120万円以下	2,265円 (3,473円)※2	49,600円 (50,000円)※2			
		120万円超	4,025円 (4,313円)※2	53,400円 4,456円	120万円超	4,137円 (4,167円)※2	56,100円 4,681円			
	課税	合計所得金額(特別控除後) + 課税年金収入額 (課税年金所得額)	80万円以下	0.775	69,000円 5,750円	80万円以下	0.775	72,400円 6,040円		
			80万円超	1.00	74,100円 6,181円	80万円超	1.00	77,900円 6,493円		
			合計所得金額(特別控除後)	125万円未満	1.075	84,500円 7,044円	125万円未満	1.075	88,700円 7,399円	
				125万円以上 190万円未満	1.225	96,600円 8,050円	125万円以上 190万円未満	1.225	101,400円 8,456円	
				190万円以上 300万円未満	1.40	110,400円	190万円以上 300万円未満	1.40	115,900円	
			300万円以上 500万円未満	1.60	9,200円	300万円以上 400万円未満	1.60	9,664円		
		合計所得金額(特別控除後)	500万円以上 700万円未満	1.80	124,200円	400万円以上 500万円未満	1.75	126,800円 10,570円		
			700万円以上 900万円未満	2.00	10,350円	500万円以上 600万円未満	1.90	137,700円 11,476円		
			900万円以上 1,100万円未満	2.20	138,000円	600万円以上 700万円未満	2.05	148,500円 12,382円		
			1,100万円以上 1,300万円未満	2.40	11,500円	700万円以上 800万円未満	2.20	159,400円 13,288円		
			1,300万円以上 1,500万円未満	2.60	151,800円 12,650円	800万円以上 900万円未満	2.35	170,300円 14,194円		
			1,500万円以上	2.80	165,600円 13,800円	900万円以上 1,100万円未満	2.50	181,200円 15,100円		
合計所得金額(特別控除後)	1,300万円以上 1,500万円未満	2.60	179,400円 14,950円	1,100万円以上 1,300万円未満	2.70	195,600円 16,308円				
	1,500万円以上	2.80	193,200円	1,300万円以上 1,500万円未満	2.90	210,100円 17,516円				
			16,100円	1,500万円以上 2,000万円未満	3.10	224,600円 18,724円				
						2,000万円以上	3.30	239,100円 19,932円		

※1 生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者です。

※2 ( )内は、消費税を財源とした公費による保険料軽減前の保険料率及び保険料額です。

○ 2024年4月1日から施行します。

**【関係法令】**

○ 介護保険法第129条第2項(保険料)

<b>問合せ先</b>	<b>いきいき生活部 介護保険課長 江藤</b>	<b>電話</b>	<b>724-4364</b>
-------------	--------------------------	-----------	-----------------



議案概要

<p>議案名</p>	<p>第22号議案 町田市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  時限的な基金の積立額について、所期の目的を達成したため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 基金として積み立てる額から「介護保険法附則第10条第2項の規定により町田市に交付される額※」を削ります。</p> <p>※ 「介護保険法附則第10条第2項の規定により町田市に交付される額」とは、平成24年度に都道府県が財政安定化基金を取り崩し、その一部を市町村に交付した際の交付額をいいます。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>○ 介護保険法附則第10条第2項（財政安定化基金の特例）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 介護保険課長 江藤</p>	<p>電話</p>	<p>724-4364</p>

議案概要

議案名	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の厚生労働省令の改正に伴う議案について (第23号議案～第26号議案)
-----	------------------------------------------------------------------

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の厚生労働省令の改正に伴い、次の4本の条例について、事業の運営に関する基準を改正します。

[各条例の対象範囲]

対象者認定区分 事業内容	要介護1～5	要支援1、2
ケアプランの作成	第23号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例	第24号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供	第25号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	第26号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

<各議案共通事項>

- ・事業所の運営規程等の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付けます。
- ・身体的拘束等について、利用者や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合以外行ってはならないことを明示し、身体的拘束等を行った場合は記録することを義務付けます。
- ・2024年4月1日から施行します。

<各議案個別事項>

- 第23号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
  - ・利用者の面接を行うにあたり、一定の要件を満たした場合は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとします。
  - ・事業所ごとに、利用者の数に応じて配置が必要となる介護支援専門員(ケアマネジャー)の人員基準を緩和します。
  - ・管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等に限定する規定を削除します。
  - ・事業者の負担軽減を図るため、事業者が利用者に対して、過去6か月間の全ケアプランにおける各サービスの割合等を説明し理解を得ることについて、「義務」から「努力義務」へ変更します。

○ 第 24 号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- ・利用者の面接を行うにあたり、一定の要件を満たした場合は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとします。
- ・現在、地域包括支援センターのみが受けられる指定介護予防支援事業者の指定を、新たに指定居宅介護支援事業者も受けることができるようになることに伴い、関係する規定を整備します。

○ 第 25 号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- ・管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等に限定する規定を削除します。
- ・利用者の安全や、介護サービスの質の確保等に資する方策を検討するための委員会を開催することを義務付けます。
- ・入居者の医療を行う「協力医療機関」の要件を明確にするとともに、感染症発生時等の医療機関との取り決めに関する規定を加えます。
- ・生産性向上に資する先進的な取組（ICT 機器等の活用等）によって、サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われている場合は、人員配置基準を特例的に緩和します。

○ 第 26 号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- ・管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等に限定する規定を削除します。
- ・利用者の安全や、介護サービスの質の確保等に資する方策を検討するための委員会を開催することを義務付けます。
- ・入居者の医療を行う「協力医療機関」の要件を明確にするとともに、感染症発生時等の医療機関との取り決めに関する規定を加えます。

【関係法令】

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

問合せ先

いきいき生活部 介護保険課長 江藤

電話

724-4364

## 議案概要

議案名	第27号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定教育・保育施設等の運営規程等の重要事項について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公開することを義務付けます。</li><li>○ 特定教育・保育施設等が電磁的記録により作成している情報を、保護者に交付する場合の方法について、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」としていたものを「電磁的記録媒体その他これに準ずる方法」に改めます。</li><li>○ 2024年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</li></ul>			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 三浦	電話	724-2138

議案概要

議案名	第28号議案 町田市屋外広告物条例
<p><b>【議案提出の目的】</b></p>	
<p>東京都から屋外広告物等に係る条例の制定に関する権限の移譲を受け、屋外広告物等について市独自の規制等を行い、地域特性を活かした良好な景観を形成すること等を目的として、制定するものです。</p>	
<p><b>【議案の内容】</b></p>	
<p>○ 市の地域特性を活かした取組を推進し、これまで以上に市の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観の形成等を目指し、屋外広告物等について以下のとおり定めます。</p>	
構成	主な内容
第1章 総則	条例制定の目的や用語の定義、市等の責務を定めます。
第2章 屋外広告物等の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物等の表示や設置を禁止する区域及び物件を定めます。</li> <li>・許可を受けずに表示や設置ができる屋外広告物等を定めます。</li> <li>・屋外広告物等の規格や基準を定めます。</li> </ul>
第3章 屋外広告物等の許可等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物等の表示や設置に係る許可の手続、期間、特例、申請手数料等について定めます。</li> <li>・屋外広告物等の管理者及び除却について定めます。</li> </ul>
第4章 監督	屋外広告物等に係る許可の取消し、違反に対する措置等を定めます。
第5章 雑則	「町田市街づくり景観審議会」への意見聴取、市長による屋外広告物等に係る調査の権限等について定めます。
第6章 罰則	条例に違反した者に対する罰則を定めます。
<p>○ 町田市独自の取組として、以下の3点を定めます。</p>	
<p>① 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び市街化調整区域のうち用途地域の指定のない区域において、低層住宅地の良好な街並みを維持し、丘陵地の自然豊かな風景を守るため、屋外広告物等の高さや色彩等の基準を「東京都屋外広告物条例」よりも強化します。</p> <p>例) 地上からの広告物の高さ 都条例：10メートル以下→市条例：4メートル以下 等</p>	
<p>② 拠点的な駅周辺等において、エリアマネジメント広告<sup>※1</sup>の活用を推進するため、「エリアマネジメント広告活用計画」の認定制度を設けます。また、景観に関する専門的な知識や経験を有する「景観アドバイザー」を、エリアマネジメント広告を実施する団体に派遣できるようにします。</p> <p>※1 広告料収入を地域における美化活動等の公共的な取組に要する費用に充てることを目的として表示し、又は設置する屋外広告物等のことです。</p>	
<p>③ 市が市民からの提案に基づき、景観の保全を目的に登録する「地域景観資源」<sup>※2</sup>について、市長の指定により屋外広告物等の表示等を禁止できる規定を設けます。</p> <p>※2 地域景観資源とは、地域の景観を特徴づけ、市民に親しまれている自然資源、施設、名勝地等のうち、保全の必要があると認められるもののことです。</p>	
<p>○ 2024年10月1日から施行します。</p>	

### 【制定によって何がかわるか】

屋外広告物等に係る許認可や規制を定める権限は、原則として都道府県、政令指定都市、中核市にあり、現在は、東京都が定める条例に基づく都内全体<sup>※3</sup>の統一したルールにより、一体的な運用がなされています。  
<sup>※3</sup> 中核市である八王子市を除く。

このたび、東京都との協議を経て、東京都から町田市に、屋外広告物等に係る規制等を定める条例を制定する権限が移譲されることとなり、今後は地域の特性に応じ、市が主体的にルールを定めることが可能となります。

本条例の制定により、景観形成に大きく影響を及ぼす屋外広告物等について、建築物等と一体的な景観誘導を図り、町田市の地域特性に応じた景観形成を実現していきます。

具体的な内容は次のとおりです。

- 市街地全体の約64%を占める低層住宅地の景観形成に重点を置き、都条例よりも屋外広告物等の高さや色彩に関する基準を強化します。そのことで、地域の歴史や文化、人々の暮らしや営みによって培ってきた街並みを守っていきます。
- 今後の多摩都市モノレール延伸等を見据え、北部丘陵等の市街化調整区域のうち用途地域の指定のない区域において、低層住宅地と同程度の基準とし、丘陵地の豊かな自然との調和を図ります。
- 町田駅周辺では、魅力の向上等を図るエリアマネジメント活動の重要な手段として、屋外広告物を活用しています。こうしたエリアマネジメント広告の許認可を、市が地域の実情を踏まえて判断できるようになり、より機動的、効果的に運用できるようになります。
- これまで東京都と町田市に分散していた屋外広告物等の許可申請の窓口を、町田市に一本化することにより、市民や事業者の皆様の利便性を向上させ、負担の軽減を図ります。

※2024年10月1日の施行に向けて、屋外広告業者などを対象とした説明会の開催や、市公式ホームページや広報まちだでの周知、ポスターの掲示、窓口での案内等を行う予定です。

※2024年10月1日の施行に向けて、2024年度から庁内における景観と屋外広告物等の担当部署を一本化し、運用体制を整えます。

### 【議案の法的根拠】

- 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）

問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 荒木	電話	724-4266
------	--------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第29号議案 町田市景観条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  「町田市景観計画」の改定及び街づくり等に関する審議会の一元化にあわせて、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 前文について、「まちだ未来づくりビジョン2040」、「町田市都市づくりのマスタープラン」で示したまちの将来像「思わず出歩きたくなるまち」、「町田ならではの活動や暮らしが楽しめるまち」を盛り込むとともに、条例制定以降の景観及び街づくりの成果を反映し、さらなる発展を目指すため、文章表現を一部改めます。</p> <p>○ 良好な景観への誘導を図るため、次の事前協議制度を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年、増加傾向にある「特定屋内広告物」*について、新たに本条例に用語を定義付け、特定屋内広告物を表示する際は、事前に協議をすることを義務付けます。</li> </ul> <p>※ 特定屋内広告物とは、建築物内部の窓その他の開口部から屋外の公衆に対して常時又は一定の期間継続して表示する広告物で、道路等の公共施設から視認することができるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観法に基づく届出や、新たに制定する「町田市屋外広告物条例」に基づく許可又は認定の申請について、届出等を行う前の段階で、事業者等と景観に係る調整を効果的に行うことができるよう、事前に協議をすることを義務付けます。</li> </ul> <p>○ 景観施策を推進するにあたり、次の仕組みを設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観に関する専門的な知識や経験を持つ専門家を「景観アドバイザー」として位置付け、市が景観に関する指導又は助言を行うにあたり、当該アドバイザーに意見を求めることができるようにします。</li> <li>・ 市と連携及び協力して良好な景観の形成を推進する市民を、「景観づくり市民推進員」として登録する制度を設けます。</li> <li>・ 「町田市住みよい街づくり条例」に規定する「街づくりアドバイザー」を、景観づくりに関わる活動を行う者に対しても派遣できるようにします。</li> </ul> <p>○ 「街づくり」「景観」「屋外広告物」の3つの分野を総合的に調査審議する「町田市街づくり景観審議会」の設置に伴い、現行の町田市景観審議会を廃止します。</p> <p>○ 2024年10月1日から施行します。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>○ 景観法（平成16年法律第110号）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 地区街づくり課長 荒木</p>	<p>電話</p>	<p>724-4266</p>

## 議案概要

議案名	第30号議案 町田市街づくり景観審議会条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 「街づくり」「景観」「屋外広告物」の3つの分野に係る事項を調査審議する「町田市街づくり景観審議会」を設置し、市の街づくり及び景観づくりを総合的に推進するため、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 現行の「町田市景観審議会」及び「町田市街づくり審査会」の機能を統合し、「屋外広告物」の分野を加えた「町田市街づくり景観審議会」を新たに設置します。</p> <p>○ 町田市街づくり景観審議会について、主に次の事項を定めます。</p> <p>＜審議会の所掌事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町田市景観条例の規定により審議会の権限に属する事項</li><li>・町田市住みよい街づくり条例の規定により審議会の権限に属する事項</li><li>・町田市屋外広告物条例の規定により審議会の権限に属する事項</li><li>・その他市長が必要と認める事項</li></ul> <p>＜委員構成＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学識経験を有する者 7人以内</li><li>・街づくり又は景観づくりに関係する団体の代表 7人以内</li><li>・公募による市民 2人以内</li></ul> <p>○ 2024年10月1日から施行します。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p>			
問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 荒木	電話	724-4266



議案概要

議案名	第31号議案 町田市住みよい街づくり条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 街づくり等に関する審議会の一元化にあわせて関係する規定を整理するとともに、「街づくりアドバイザー」の派遣対象を拡大するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「街づくり」「景観」「屋外広告物」の3つの分野を総合的に調査審議する「町田市街づくり景観審議会」の設置に伴い、現行の町田市街づくり審査会を廃止します。</li><li>○ これから街づくり活動を開始しようとする市民に対し、活動の初期段階から支援を行い、実現を後押しするため、「街づくりアドバイザー」の派遣対象を拡大します。</li><li>○ 2024年10月1日から施行します。</li></ul>			
問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 荒木	電話	724-4266

議案概要

議案名	第32号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例																																
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田えびね苑を市立公園に位置付け、より一層の活用を図るため、及び市立公園の開園期間等を定めるため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本条例の附則で「町田えびね苑条例」を廃止するとともに、町田えびね苑を、町田市立公園条例に定める市立公園に位置付けます。</li> <li>○ 市立公園の開園期間及び開園時間を次のとおり定めます。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市立公園の名称</th> <th style="text-align: center;">開園期間</th> <th style="text-align: center;">開園時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田かたかごの森</td> <td>カタクリの開花期間</td> <td>午前10時～午後3時</td> </tr> <tr> <td>かしの木山自然公園</td> <td>通年</td> <td>午前8時30分～午後4時30分</td> </tr> <tr> <td>堂之坂公苑</td> <td>通年</td> <td>午前8時30分～午後5時30分</td> </tr> <tr> <td>常盤公園</td> <td>通年</td> <td>午前8時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>沼中央広場</td> <td>通年</td> <td>午前6時～午後7時</td> </tr> <tr> <td>忠生スポーツ公園</td> <td>通年</td> <td>午前6時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>町田えびね苑</td> <td>通年</td> <td>午前9時30分～午後4時</td> </tr> <tr> <td>香山緑地</td> <td>1月4日～12月28日</td> <td>午前7時～午後10時</td> </tr> <tr> <td>上記以外の市立公園</td> <td>通年</td> <td>常時</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開園期間及び開園時間に関する規定は2024年4月1日（香山緑地については別途規則で定める日）から、町田えびね苑に関する規定は2025年4月1日から施行します。</li> </ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、町田えびね苑は、「町田えびね苑条例」に基づく公の施設として運営しており、えびねとあじさいの開花時期のみ開園し、えびねの開花期間は入苑料を徴収しています。</li> <li>○ 今回の改正により、町田えびね苑を「町田市立公園条例」に基づく市立公園とし、入苑者数が減少傾向にある中、より多くの方に利用していただけるよう、えびねやあじさいの開花時期だけでなく年間を通して開園し、無料で散策していただけるように変更します。</li> <li>○ また、町田えびね苑を含む四季彩の杜全体の魅力が向上するよう、近隣の薬師池公園をはじめとした施設との連携を図り、樹林空間や山野草を楽しめる特色ある公園として活用をしていきます。</li> </ul>				市立公園の名称	開園期間	開園時間	町田かたかごの森	カタクリの開花期間	午前10時～午後3時	かしの木山自然公園	通年	午前8時30分～午後4時30分	堂之坂公苑	通年	午前8時30分～午後5時30分	常盤公園	通年	午前8時～午後5時	沼中央広場	通年	午前6時～午後7時	忠生スポーツ公園	通年	午前6時～午後9時	町田えびね苑	通年	午前9時30分～午後4時	香山緑地	1月4日～12月28日	午前7時～午後10時	上記以外の市立公園	通年	常時
市立公園の名称	開園期間	開園時間																															
町田かたかごの森	カタクリの開花期間	午前10時～午後3時																															
かしの木山自然公園	通年	午前8時30分～午後4時30分																															
堂之坂公苑	通年	午前8時30分～午後5時30分																															
常盤公園	通年	午前8時～午後5時																															
沼中央広場	通年	午前6時～午後7時																															
忠生スポーツ公園	通年	午前6時～午後9時																															
町田えびね苑	通年	午前9時30分～午後4時																															
香山緑地	1月4日～12月28日	午前7時～午後10時																															
上記以外の市立公園	通年	常時																															
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 家木	電話	724-4399																														

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第33号議案 町田市緑地保全基金条例の一部を改正する条例</p>										
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  基金を充てることができる事業の範囲を拡大するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 公園用地の取得において基金を充てることができる対象を、都市公園だけでなく、都市公園以外の公園も含めた「市立公園」とします。</p> <p>《基金充当の対象事業》</p> <table border="1" data-bbox="177 566 1469 862"> <tr> <td data-bbox="177 566 750 611"> <p>改正前</p> </td> <td data-bbox="900 566 1469 611"> <p>改正後</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 611 750 689"> <p>町田市ふるさとの森の用地取得事業</p> </td> <td data-bbox="900 611 1469 689"> <p>町田市ふるさとの森の用地取得事業</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 689 750 779"> <p>都市公園の用地取得事業</p> </td> <td data-bbox="900 689 1469 779"> <p>市立公園（都市公園＋都市公園以外の公園）の用地取得事業</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 779 750 862"> <p>環境保全に係る植樹事業</p> </td> <td data-bbox="900 779 1469 862"> <p>環境保全に係る植樹事業</p> </td> </tr> </table> <p>○ 2024年4月1日から施行します。</p> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <p>○ 町田市立公園条例に基づき設置する都市公園以外の公園には、借地の公園や、特別緑地保全地区などがあります。本改正により、都市公園以外の公園も基金を活用して用地取得ができるよう対象を拡大することで、より多くの緑地の保全を進めていきます。</p>				<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>町田市ふるさとの森の用地取得事業</p>	<p>町田市ふるさとの森の用地取得事業</p>	<p>都市公園の用地取得事業</p>	<p>市立公園（都市公園＋都市公園以外の公園）の用地取得事業</p>	<p>環境保全に係る植樹事業</p>	<p>環境保全に係る植樹事業</p>
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>										
<p>町田市ふるさとの森の用地取得事業</p>	<p>町田市ふるさとの森の用地取得事業</p>										
<p>都市公園の用地取得事業</p>	<p>市立公園（都市公園＋都市公園以外の公園）の用地取得事業</p>										
<p>環境保全に係る植樹事業</p>	<p>環境保全に係る植樹事業</p>										
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 公園緑地課長 新</p>	<p>電話</p>	<p>724-4397</p>								

議案概要

議案名	第34号議案 町田市立学校設置条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本町田地区及び南成瀬地区における小学校の統合に伴い、所要の改正をするものです。</p>			
<p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本町田地区 本町田東小学校及び本町田小学校を廃止し、現在の本町田小学校の位置に「本町田ひなた小学校」を開校します。</li> <li>○ 南成瀬地区 南第二小学校及び南成瀬小学校を廃止し、現在の南成瀬小学校の位置に「成瀬小学校」を開校します。</li> <li>○ 2025年4月1日から施行します。</li> </ul>			
<p><b>【補足説明】</b> 本改正では、2025年度に実施する学校の統合に伴う改正を行っています。今後は、以下の学校の統合又は位置の変更に際して、本条例を改正する予定です。</p>			
<p>○ 本町田ひなた小学校 2025年度に開校後、現在の本町田東小学校の位置に校舎を新設し、2028年度に町田第三小学校を統合し、新校舎に移転します。</p>			
2025年度    2026年度    2027年度    2028年度～			
本町田小学校	→ 統合 →	【名称】	本町田ひなた小学校
本町田東小学校		【位置】	本町田小学校の位置      本町田東小学校の位置
町田第三小学校		→ 統合 →	
<p>○ 成瀬小学校 2025年度に開校後、現在の南第二小学校の位置に校舎を新設し、2028年度に新校舎に移転します。</p>			
2025年度    2026年度    2027年度    2028年度～			
南第二小学校	→ 統合 →	【名称】	成瀬小学校
南成瀬小学校		【位置】	南成瀬小学校の位置      南第二小学校の位置
<p>○ 鶴川西地区 2026年度に鶴川中央小学校を開校後、現在の鶴川第四小学校の位置に校舎を新設し、2029年度に新校舎に移転します。</p>			
2026年度    2027年度    2028年度    2029年度～			
鶴川第三小学校	→ 統合 →	【名称】	鶴川中央小学校
鶴川第四小学校		【位置】	鶴川第三小学校の位置      鶴川第四小学校の位置
<p>○ 鶴川東地区 2029年度に鶴川東小学校を開校後、現在の鶴川第二小学校の位置に校舎を新設し、2033年度に新校舎に移転します。</p>			
2029年度    2030年度    2031年度    2032年度    2033年度～			
鶴川第二小学校	→	【名称】	鶴川東小学校
		【位置】	鶴川第三小学校の位置      鶴川第二小学校の位置
<p>○ 南第一小学校地区 2027年度から校舎の建替えを行い、2030年度に新校舎に移転します。</p>			
2027年度    2028年度    2029年度    2030年度～			
南第一小学校	【位置】	南中学校の位置	南第一小学校の位置
問合せ先	学校教育部 学務課長 高野		電話 724-2176

議案概要

議案名	第35号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

本町田地区及び南成瀬地区における小学校の統合にあわせて、学童保育クラブの名称と位置を変更するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 本町田東小学校、本町田小学校、南第二小学校及び南成瀬小学校内の学童保育クラブを廃止し、2025年4月に開校する本町田ひなた小学校及び成瀬小学校内に、学童保育クラブを設置します。

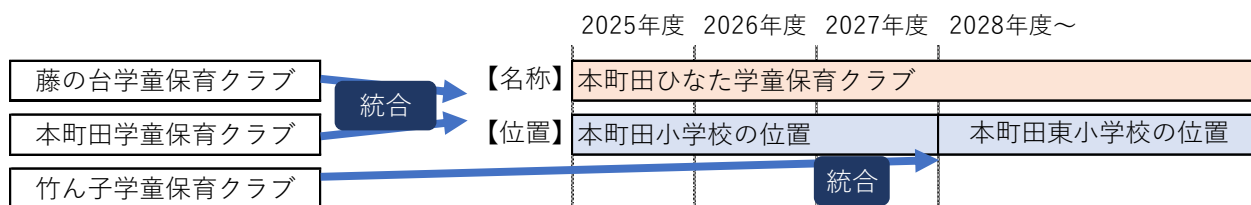
改正前	改正後	
藤の台学童保育クラブ（本町田東小内）	統合 →	本町田ひなた学童保育クラブ （本町田ひなた小内）
本町田学童保育クラブ（本町田小内）		
そよかぜ学童保育クラブ（南第二小内）	統合 →	成瀬学童保育クラブ （成瀬小内）
なんなる学童保育クラブ（南成瀬小内）		

- 2025年4月1日から施行します。

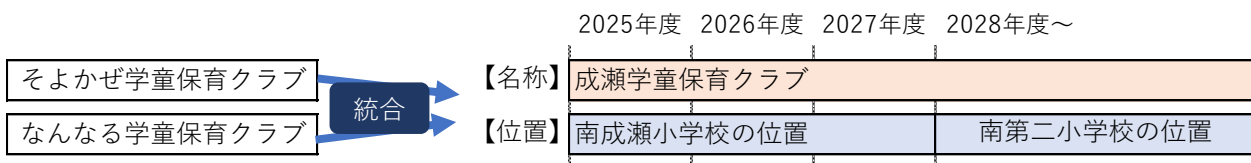
【補足説明】

本改正では、2025年度に実施する学校の統合にあわせた改正を行っています。今後、学校の統合又は位置の変更にあわせて、本条例を改正する予定です。

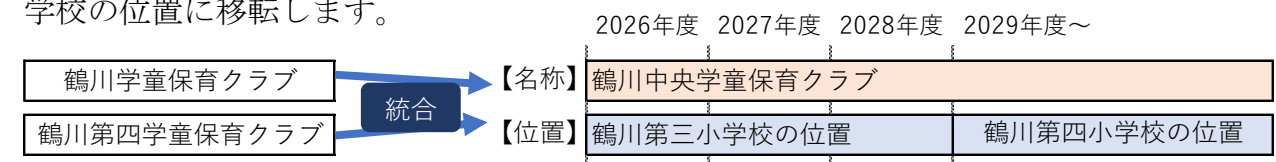
- 本町田ひなた学童保育クラブ 2028年度に町田第三小学校内の竹ん子学童保育クラブを統合し、現在の本町田東小学校の位置に移転します。



- 成瀬学童保育クラブ 2028年度に現在の南第二小学校の位置に移転します。



- 鶴川西地区 2026年度に鶴川中央学童クラブを設置し、2029年度に現在の鶴川第四小学校の位置に移転します。



- 鶴川東地区 2029 年度に鶴川東学童保育クラブを設置し、2033 年度に現在の鶴川第二小学校の位置に移転します。

		2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度～
鶴川第二学童保育クラブ	【名称】	鶴川東学童保育クラブ				
	【位置】	鶴川第三小学校の位置			鶴川第二小学校の位置	

- 南第一小学校地区 2027 年度に南第一さくら学童保育クラブの名称を「南第一学童保育クラブ」とし、南中学校の位置に移転後、2030 年度に南第一小学校の位置に移転します。

		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～
南第一さくら学童保育クラブ	【名称】	南第一学童保育クラブ			
	【位置】	南中学校の位置		南第一小学校の位置	

問合せ先

子ども生活部 児童青少年課長 菊地

電話

724-2182

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第36号議案 町田市立小学校等の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b></p>			
<p>町田市立中学校において段階的に全員給食を実施することに伴い、学校給食費の公会計化の対象を拡大するため、所要の改正をするものです。</p>			
<p><b>【議案の内容】</b></p>			
<p>○ 学校給食費を公会計で徴収管理する学校を、現在の町田市立小学校と武蔵岡中学校に加え、今後全員給食を実施する中学校とします。それに伴い、条例名称を「町田市立学校の学校給食費に関する条例」とします。</p>			
<p>○ 公会計化の対象となる中学校は、全員給食の開始スケジュールに合わせ、別途規則で定めます。</p>			
<p><b>【関係法令】</b></p>			
<p>○ 学校給食法（昭和29年法律第160号）</p>			
<p><b>【補足説明】</b></p>			
<p>○ 学校給食費の公会計化は、保護者の利便性向上及び教員の負担軽減を図るため、2020年度に、全員給食を実施している小学校及び武蔵岡中学校で開始しました。</p>			
<p>○ 2022年3月に策定した「まちだの中学校給食センター計画」に基づき、2025年度までに次のスケジュールで全員給食及び公会計化を開始します。</p>			
<p>実施時期</p>	<p>対象中学校</p>		
<p>2024年9月</p>	<p>堺中学校</p>		
<p>2025年1月</p>	<p>鶴川中学校、鶴川第二中学校、薬師中学校、真光寺中学校、金井中学校</p>		
<p>2025年4月</p>	<p>町田第一中学校、町田第二中学校、町田第三中学校、忠生中学校、山崎中学校、木曾中学校、小山田中学校、小山中学校</p>		
<p>2025年9月</p>	<p>南大谷中学校、南中学校、つくし野中学校、成瀬台中学校、南成瀬中学校</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>学校教育部 保健給食課長 押切</p>	<p>電話</p>	<p>724-2177</p>

議案概要

議案名	第37号議案 町田市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例
-----	-------------------------------

【議案提出の目的】

社会教育委員を廃止し、その職務を町田市生涯学習審議会に統合するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 本条例の附則で「町田市社会教育委員の設置に関する条例」を廃止し、現在の社会教育委員の職務である、教育委員会に対し意見を述べることを、生涯学習審議会の所掌事務に加えます。

○ 審議会の委員の構成を次のように改めます。

改正前		➔	改正後	
社会教育委員	8人以内		・学識経験を有する者	2人以内
生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表	5人以内		・学校教育の関係者	2人以内
公募による市民	2人以内		・家庭教育の向上に資する活動を行う者	1人
		生涯学習又は社会教育の関係者	8人以内	
		公募による市民	2人以内	

○ 必要に応じて専門的事項を調査するため、部会を置くことができるようにします。

○ 2024年4月1日から施行します。

【改正により何がかわるか】

○ 現在市では、「町田市社会教育委員の設置に関する条例」に基づき、社会教育委員を設置し、社会教育についてご意見をいただいています。また、社会教育を含む概念である「生涯学習」について調査審議する附属機関として「生涯学習審議会」を設置し、生涯学習について提言をいただいています。

○ 本改正により、これまで社会教育委員が行っていた職務を生涯学習審議会に取り入れ、社会教育及び生涯学習に係る第三者機関を一元化します。このことにより、生涯学習審議会において、社会教育と生涯学習について一体的に審議を行うことができ、より効果的に施策を推進していくことができます。

問合せ先	生涯学習部 生涯学習総務課長 江波戸	電話	724-2181
------	--------------------	----	----------



議案概要

議案名	<b>第38号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約</b>
-----	------------------------------------------

**【議案提出の目的】**

2024年度及び2025年度の後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各市区町村の一般財源から負担金として支弁するため、規約の変更をするものです。

**【議案の内容】**

- 東京都後期高齢者医療広域連合では、2008年4月の制度設立以来、2年ごとの保険料改定期に合わせ、被保険者の保険料負担を軽減するため、各市区町村の負担による保険料軽減対策を実施してきました。
- 2024年度及び2025年度の2年間においても、引き続き、都内62市区町村の協議に基づき、保険料軽減対策を実施します。
- 2024年度及び2025年度の保険料率は以下のとおりです。

2024年度	均等割額		47,300円
	所得割率	旧ただし書き所得*58万円以下	8.78%
		旧ただし書き所得*58万円超	9.67%

2025年度	均等割額		47,300円
	所得割率		9.67%

[参考] <保険料軽減対策を実施しない場合>

2024年度	均等割額		49,600円
	所得割率	旧ただし書き所得*58万円以下	9.38%
		旧ただし書き所得*58万円超	10.29%

2025年度	均等割額		49,600円
	所得割率		10.29%

※ 旧ただし書き所得とは、住民税の賦課方式としては既に廃止されている、旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のことです。前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

**【議案の法的根拠】**

- 地方自治法第291条の3(広域連合の規約の変更)
- 地方自治法第291条の11(議会の議決を要する協議)

問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 武藤	電話	724-4027
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第39号議案 忠生732号線(尾根緑道)道路改良工事(その4)請負契約
-----	-------------------------------------

【議案提出の目的】

町田市道忠生732号線(尾根緑道)において、歩行者等の安全を確保するため車道及び歩道の整備をする工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

施工延長 390.0m

車道幅員 4.5m~9.0m

歩道幅員 3.0m~7.0m

- ・排水施設工事
- ・車道舗装工事
- ・歩道舗装工事
- ・横断抑止柵工事

外

<工事区域図>



■ 工事区域

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約)

【契約の概要】

- 契約目的 忠生732号線(尾根緑道)道路改良工事(その4)
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 251,768,880円
- 契約相手方 東京都町田市山崎町1635番地1  
岳大土木株式会社  
代表取締役 佐々木 信幸
- 工期 契約開始日から2025年3月14日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上	電話	724-2523
	(工事内容) 道路部 道路整備課長 市川		724-1125

議案概要

議案名	第40号議案 鶴川駅北口広場デッキ整備工事請負契約
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

鶴川駅周辺再整備基本方針に基づき、駅南北の連絡性を向上させるため、鶴川駅北口広場デッキを整備する工事請負契約を締結するものです。

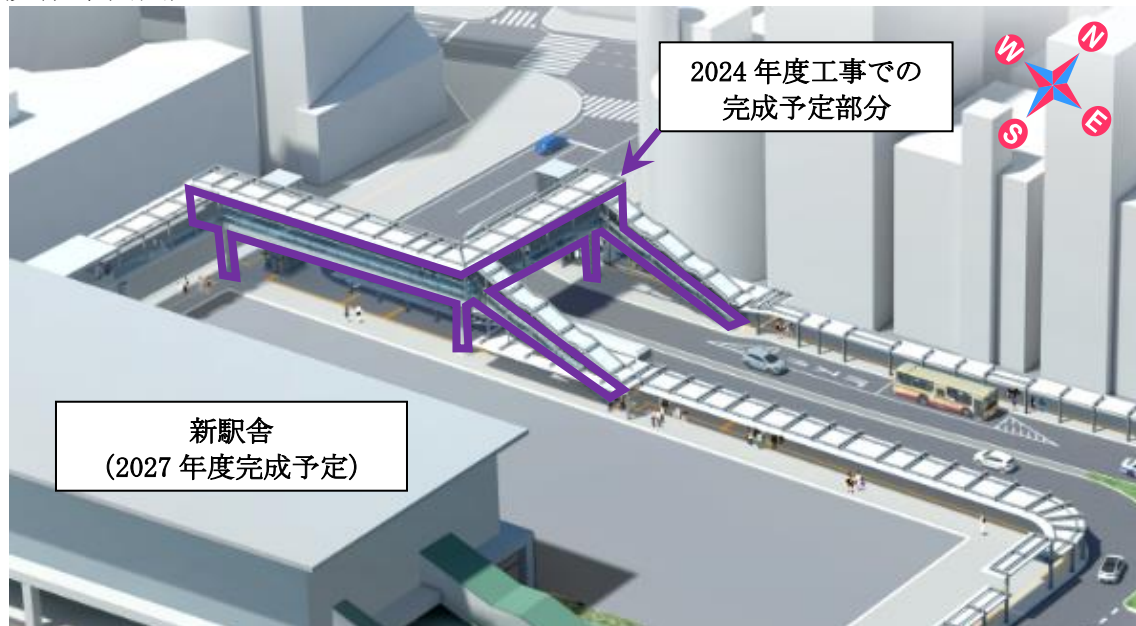
【議案の内容】

・歩行者デッキ新設工事 全長：60.8m 有効幅員：通路部 4.2m 階段部 2.0m

〈歩行者通路構造〉

デッキ 鋼構造	上部工全長	60.8m
	橋脚	3基
	階段	2基

〈完成平面図〉



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 鶴川駅北口広場デッキ整備工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 300,336,300円
- 契約相手方 東京都中央区京橋二丁目16番1号  
清水・石井特定建設工事共同企業体  
代表者 清水建設株式会社 代表取締役 井上 和幸
- 工期 契約開始日から2025年3月24日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上	電話	724-2523
	(工事内容) 道路部 道路整備課長 市川		724-1125

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第41号議案 町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に関する業務委託変更契約</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業区域内全域の無電柱化及び雨水調整池の構造強化等に伴い、2021年4月に公益財団法人東京都都市づくり公社と締結した「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に関する業務委託契約」の契約額を変更するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6,732,724,000円（変更前：5,653,845,000円）</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）</li> <li>○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</li> </ul> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約先 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都八王子市子安町四丁目7番1号 公益財団法人東京都都市づくり公社 理事長 長谷川 明</li> </ul> </li> <li>○ 契約額【変更点】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6,732,724,000円 （変更前：5,653,845,000円）</li> </ul> </li> <li>○ 契約期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約締結の日から2032年3月まで</li> </ul> </li> <li>○ 委託内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画、換地、補償、工事に係る事務事業等の委託</li> </ul> </li> </ul> <div data-bbox="772 976 1493 1500" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">位置図</p> <p><b>【経緯】</b></p> <p>2020年3月 町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業の事業開始</p> <p>2021年4月 「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に関する業務委託契約」締結</p> <p>2022年10月 第一回事業計画変更（変更内容：換地設計の決定に伴う設計図の変更等）</p> <p>2023年10月 第二回事業計画変更（変更内容：土地区画整理事業区域内全域の無電柱化及び雨水調整池の構造強化等）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 地区街づくり課長 荒木</p>	<p>電話</p>	<p>724-4214</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 4 2 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          開発行為に伴い築造された道路、私道移管事業に伴い移管された道路及び今後整備予定の鶴川駅南口アクセス道路を市道として認定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 町田 932 号線その他の合計 16 路線 総延長 1376mを市道として認定します。          このうち、鶴川 2144 号線は、川崎市道に市が重複して認定します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)          同条第 3 項及び第 4 項 (区域をこえた市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 4 3 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          道路として機能のない路線を廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 鶴川 108 号線その他の合計 2 路線 総延長 143mの市道を廃止します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課          許認可・用地管理担当課長 奥村</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第44号議案 町田市と川崎市が重複して路線を認定する道路の管理の協議について
-----	----------------------------------------

【議案提出の目的】

町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業において整備する鶴川駅南口駅前広場へ接続するアクセス道路の整備に伴い、町田市と川崎市が重複して路線を認定する道路について、管理の方法を協議する前に、両市議会での議決が必要であるため、議会の議決を求めるものです。

【議案の内容】

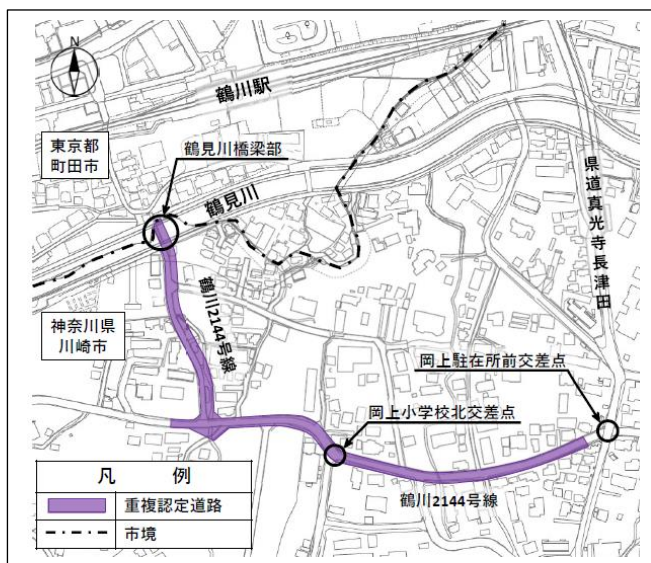
町田市と川崎市の路線が重複する部分に関し、川崎市と協議する道路の管理の方法については、次のとおりです。

○ 対象区域等

- ・ 区間 自 東京都町田市能ヶ谷一丁目90番3先  
至 神奈川県川崎市麻生区岡上三丁目731番1先  
(路線名：町田市道鶴川2144号線)

○ 管理区分 (右図参照)

- ・ 鶴見川橋梁部については、町田市が行います。
- ・ 鶴見川橋梁部を除く道路の維持、修繕及び災害復旧については、鶴川駅南土地区画整理事業に伴い町田市が行う重複認定道路の供用開始翌日から起算して2年が経過する日が属する年度の末日まで町田市が行います。それ以降は、川崎市が行います。ただし、その他の道路法に基づく許認可等の事務手続は、これまでどおり川崎市が行います。



○ 費用負担及び収入

- ・ 管理にかかる費用については、管理区分に基づき管理を行うものが負担します。
- ・ 管理に伴い生じる収入については、町田市が管理する鶴見川橋梁部の道路に関するものは町田市の収入とし、その他の道路の管理に関するものは、川崎市の収入とします。

【議案の法的根拠】

- 道路法第16条第2項 (市道の管理)

【経緯】

- 2020年1月 川崎市と「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に伴う鶴川駅南口アクセス道路の整備に関する協定」を締結しました。
- 2023年12月 令和5年第5回川崎市議会定例会において、「町田市道路線の認定の承諾」及び「川崎市と町田市が重複して路線を認定する道路の管理の協議」について、議案が可決されました。

問合せ先	道路部 道路政策課長 深澤	電話	724-1120
------	---------------	----	----------

議案概要

議案名	第45号議案 包括外部監査契約の締結について																	
<p><b>【議案提出の目的】</b> 2024年度の包括外部監査契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 町田市では、2007年4月から市政のチェック機能の強化や業務の適正化を図るため、包括外部監査制度を導入しています。市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市の財務に関する事務の執行等のうち必要と認める特定のテーマを選定し、監査を行います。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 地方自治法第252条の36第2項</p> <p><b>【契約の概要】</b> ○ 契約目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 ○ 契約金額 9,500,000円を上限とする額 ○ 契約相手方 住所 東京都新宿区西新宿七丁目19番14-1106号 氏名 谷川 淳 資格 公認会計士 ○ 契約期間 2024年4月1日から2025年3月31日まで</p> <p><b>【過去の実績】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 20%;">包括外部監査人</th> <th style="width: 55%;">テーマ</th> <th style="width: 10%;">契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2023年度</td> <td rowspan="2">谷川 淳</td> <td>市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行について</td> <td>9,500,000円</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>経済観光に関する財務事務の執行について</td> <td>9,500,000円</td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>青山 伸一</td> <td>指定管理者制度に関する事務の執行について</td> <td>9,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額	2023年度	谷川 淳	市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行について	9,500,000円	2022年度	経済観光に関する財務事務の執行について	9,500,000円	2021年度	青山 伸一	指定管理者制度に関する事務の執行について	9,500,000円
年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額															
2023年度	谷川 淳	市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行について	9,500,000円															
2022年度		経済観光に関する財務事務の執行について	9,500,000円															
2021年度	青山 伸一	指定管理者制度に関する事務の執行について	9,500,000円															
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 谷	電話	724-2503															



議案概要

議案名	第46号議案 権利の放棄について																				
<p><b>【議案提出の目的】</b> 市が有する未収債権のうち、債務者の破産により請求権を行使できないもの、及び、債務者の死亡により請求権行使に実効性がないものについて、権利の放棄をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 2023年1月から12月までの間に、次の事実が判明した15件の未収債権計1,989,585円について、権利の放棄をするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務者の破産により債権請求権を行使できないもの</li> </ul>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債権名</th> <th style="text-align: center;">債権数</th> <th style="text-align: center;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">65,023円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費戻入金</td> <td style="text-align: center;">3件</td> <td style="text-align: right;">230,000円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険療養給付費返還金</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">30,917円</td> </tr> <tr> <td>学童保育クラブ育成料</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">42,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">6件</td> <td style="text-align: right;">367,940円</td> </tr> </tbody> </table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費返還金	1件	65,023円	生活保護費戻入金	3件	230,000円	国民健康保険療養給付費返還金	1件	30,917円	学童保育クラブ育成料	1件	42,000円	計	6件	367,940円
債権名	債権数	債権額																			
生活保護費返還金	1件	65,023円																			
生活保護費戻入金	3件	230,000円																			
国民健康保険療養給付費返還金	1件	30,917円																			
学童保育クラブ育成料	1件	42,000円																			
計	6件	367,940円																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務者の死亡により債権請求権行使に実効性がないもの</li> </ul>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債権名</th> <th style="text-align: center;">債権数</th> <th style="text-align: center;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td style="text-align: center;">4件</td> <td style="text-align: right;">1,262,247円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費戻入金</td> <td style="text-align: center;">5件</td> <td style="text-align: right;">359,398円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">9件</td> <td style="text-align: right;">1,621,645円</td> </tr> </tbody> </table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費返還金	4件	1,262,247円	生活保護費戻入金	5件	359,398円	計	9件	1,621,645円						
債権名	債権数	債権額																			
生活保護費返還金	4件	1,262,247円																			
生活保護費戻入金	5件	359,398円																			
計	9件	1,621,645円																			
<p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 地方自治法第96条第1項第10号（権利の放棄）</p>																					
問合せ先	財務部 納税課 債権対策担当課長 小山	電話	724-3295																		



議案概要

議案名	第47号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2024年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民または町田市に関係ある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上など多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人95名、団体3組、合計98件です。

<該当者内訳>

	個人	団体	計
企業の振興・発展に尽力	1		1
産業経済の振興に尽力	5		5
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	13		13
民生委員・児童委員・社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	9		9
手話通訳者として地域福祉活動に尽力	3		3
動物愛護の普及・啓発に尽力	1		1
消防団員として災害防止活動に尽力	12		12
自主防災組織として地域の防災活動に尽力		2	2
交通安全協会役員として交通安全活動に尽力	24		24
地域自治の振興に尽力	4		4
児童福祉の振興に尽力	1		1
幼稚園教育の振興に尽力	1		1
体育の振興に尽力	1	1	2
文化芸術の振興に尽力	3		3
保護司として住民の福祉向上に尽力	3		3
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	9		9
市の公益のために寄附	5		5
計	95	3	98

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例第3条

問合せ先	政策経営部 秘書課長 鈴木	電話	724-2100
------	---------------	----	----------